

# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

## ＜直轄国道＞

国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

## ＜舞鶴若狭自動車道＞

高速道路会社(NEXCO)が  
応急復旧作業を実施

## ＜福井県の管理道路＞

福井県原子力災害対策本部が  
応急復旧作業を実施

## ＜滋賀県の管理道路＞

滋賀県災害対策本部が  
応急復旧作業を実施

## ＜岐阜県の管理道路＞

岐阜県災害対策本部において  
応急復旧作業を実施



- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



| 除雪機械の配備台数       |                              | 平成31年4月時点 | うち、美浜町、敦賀市管内 |
|-----------------|------------------------------|-----------|--------------|
| 国(近畿地方整備局)      | ※福井県内の配備数                    | 72台       | —            |
| 福井県             |                              | 259台      | 35台          |
| 関係市町            | 美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町 | 383台      | 36台          |
| 高速道路会社(NEXCO)※1 |                              | 70台       | —            |
| 民間              |                              | 1,569台    | 188台         |



・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始  
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

(凡例) 除雪活動拠点  
 ● 国、NEXCO  
 ● 福井県  
 ● 関係市町

(凡例)  
 最重点除雪路線  
 国道27号、8号、161号  
 舞鶴若狭自動車道  
 北陸自動車道

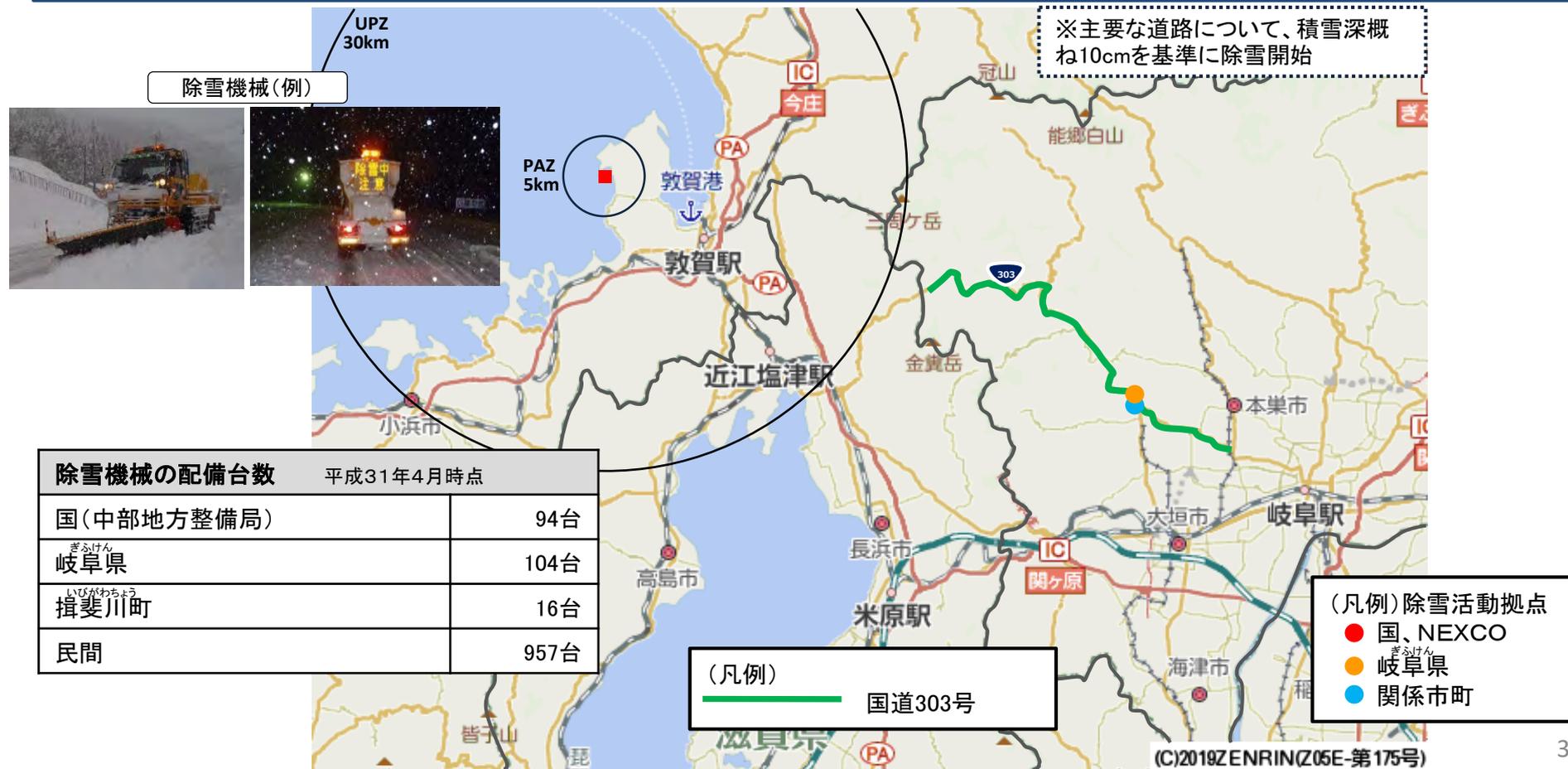
※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

# 滋賀県における降雪時の避難経路の確保

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



- 岐阜県及び揖斐川町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしておき、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



# 豪雪時における除雪体制

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路（金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線）について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

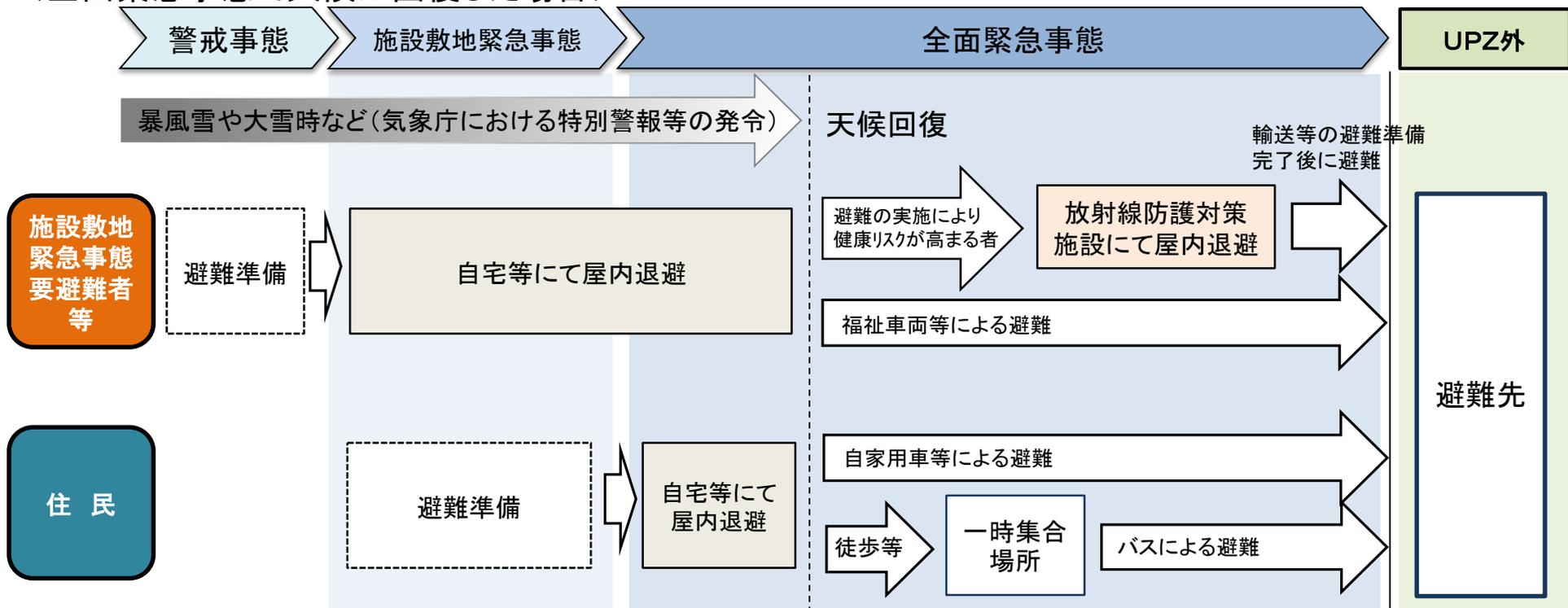
## ＜福井県における情報連絡本部（例）＞



# 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の施設敷地緊急事態支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。